

建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料

志木市手数料条例別表第10（抜粋）

区分		床面積の合計	当初 金額（円）	変更 金額（円）
適合証※1または 設計住宅性能評価書※2の 添付あり	一戸建ての住宅		5,000	2,500
	住宅用途を含む 建築物の住宅部分		11,000	5,500
	非住宅用途を含む 建築物の非住宅部分		11,000	5,500
標準計算法によるもの	一戸建ての住宅	～ 200㎡以内	40,000	20,000
		200㎡超え ～	44,000	22,000
	住宅用途を含む 建築物の住宅部分		80,000	40,000
誘導仕様基準によるもの	一戸建ての住宅	～ 200㎡以内	20,000	10,000
		200㎡超え ～	22,000	11,000
	住宅用途を含む 建築物の住宅部分		38,000	19,000
誘導仕様基準・計算 併用法によるもの	一戸建ての住宅	～ 200㎡以内	29,000	14,500
		200㎡超え ～	33,000	16,500
	住宅用途を含む 建築物の住宅部分		59,000	29,500
標準入力法によるもの	非住宅用途を含む 建築物の非住宅部分		267,000	133,500
モデル建物法によるもの	非住宅用途を含む 建築物の非住宅部分		102,000	51,000

※1 登録住宅性能評価機関等による技術的審査の適合証

※2 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項の設計住宅性能評価
（断熱性能等級4および一次エネルギー消費量等級5に適合したものに限る。）

※ 住宅部分と非住宅部分を有する複合建築物の場合は、それぞれの部分の床面積の合計による手数料を合算